

[公益4] 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物相互利用の推進

<事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を推進・普及するため、本協会が運営する電子著作物相互利用システムへの参加呼びかけを強化する。また、教育の情報化の推進に関する著作権法の改正に伴い、補償金の料金体系と額の決定、指定管理団体による補償金の徴収・分配の仕組みなどについて注視し、必要に応じて文化庁、関係機関に説明を要請するとともに、意見を発信する。

<事業の実施結果>

「電子著作物相互利用委員会」を継続設置し、電子著作物相互利用システムの普及・推進への対応と、教育の情報化の推進に関する著作権法の改正に伴う補償金額の決定に向けて「授業目的公衆送信補償金規程(案)」について、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)から11月の本協会臨時総会で説明を受けるなど、文化庁・関係機関と協力し、事業を展開した。

電子著作物相互利用事業委員会

2021年(令和3年)3月24日に4名が出席して1回開催し、11月の臨時総会で説明を受けた内容を確認し、授業目的公衆送信補償金制度の本格実施に対して分配方法など未確定事項等があることを確認し、来年度に授業目的公衆送信補償金等管理協会へ意見を提出することにした。また、電子著作物相互利用事業の参加状況を確認した。

(1) 電子著作物相互利用事業の参加呼びかけの対応

大学または教員が作成した教育コンテンツの相互利用の普及を強化するため、令和2年10月に未登録の大学に参加呼びかけを行った結果、新たに2校増え、全体で110校の参加となっている。また、利用者登録数は179名増えて4,518名、登録コンテンツは3,190件となっている。

(2) 第29回臨時総会(11月30日)でのSARTRASからの説明概要

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の新屋泰造事務局次長から、下記の説明を受けた。その上で、本協会から次のような質疑を行った。

「教育に他者の著作物をネット上で利用する回数が年に数回の場合は、包括方式を利用するより、個別方式を利用する方法があることについて、事前に届け出のない異時公衆送信が発生した場合の手続きの方法」について質問したところ、「最初に申請した段階ですべて金額までが100%確定して支払うということにはならないかなと現時点では考えているが、その辺り決まったら、皆様の方に説明をさせていただきたいと考えている」との説明があった。これを受けて、補償金の徴収の仕組み、権利者への公平な分配の仕組みなど検討中の内容もあることから、本協会として委員会で改めて課題事項を整理し、来年度意見の提出を行うとともに、再度総会等で説明を求めることにした。

① 授業目的公衆送信補償金制度は、著作物利用の円滑化によるICT活用教育の質の向上と推進を目的とした制度になっている。2018年5月の著作権法改正により創設され、今年4月28日に施行してスタートした。来年4月からの有償に向け、文化庁に補償金額の案と規程案について認可を申請中である。この制度の概要と、その後の具体的な来年度以降の手続きについて概要を説明させていただきたい。

② 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)は、教育におけるICTの活用を促すために新たに導入された授業目的公衆送信補償金の徴収・分配や著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、文化の普及発展に寄与することを目的に設立された。著作権法第104条の11の規定に基づき、2019年2月15日文化庁

長官の指定を受けて授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する国内唯一の指定管理団体となっている。ICT 活用教育の推進に資するよう、教育機関の設置者が授業目的公衆送信を行う場合に支払うことになる補償金の収受と、権利者への分配業務を円滑に行うべく、法定の手続等に従い、適正な額の補償金の認可を得て、補償金の管理業務を開始するための準備を進めている。

SARTRAS の構成団体は、基本的に著作権関係の各分野に新聞、言語、視覚芸術、出版、音楽、映像等 6 つの協議会が当協会の社員となっており、それぞれの分野ごとの構成団体が協議会に所属している。

- ③ 補償金制度では、授業や予習・復習等に教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークにより生徒の端末に送信する行為について、これまでは個々の権利者に許諾が必要であったが、補償金を支払うことにより、個々の権利者の許諾を必要とせず、その著作物を利用できるようになった。これにより教育における ICT 利用の円滑化と権利保護のバランスが図られ、適切な著作物利用を推進することになっている。当初は来年 4 月からの制度開始を目指して準備を進めていたが、新型コロナウイルスの問題があり、オンライン授業等の授業化が非常に拡大してきたことに対応するため、前倒しで今年の 4 月に制度が施行され、2020 年度は緊急的かつ特例的な運用として補償金を無償としてスタートした。来年度以降は有償となる予定になっている。
- ④ 制度導入の背景は、一つは権利処理が ICT 活用教育の負担となっていた。オンデマンド型の公衆送信等では権利者の許諾をとる手間がかかり、使いにくいことから円滑に著作物の利用ができるようにする。二つは異時授業公衆送信は時間的・場所的・物理的な制約を一切取り払ってしまうため、これまでの複製や同時授業公衆送信よりも権利者の不利益が非常に大きい。三つは現在無償の教育における複製、同時授業公衆送信を補償金請求権の対象とした場合に教育現場の混乱を招くことになるので、異時授業公衆送信に限定して補償金請求権を付与することになった。
- ⑤ 改正著作権法第 35 条のポイントとして、著作物を無許諾・無償で複製、あるいは無許諾・補償金で公衆送信利用するには、5 つの条件を満たす必要がある。一つは学校その他の教育機関であること、二つは教育機関で教育を担当する者、授業を受ける者であること（授業を担当する者が発信して、授業を受けるものが受信する、場合によっては授業を受けるものが発信することも可能）、三つは授業の過程での利用に限られるものであること、四つは授業で必要と認められる限度を範囲に限定していること、五つは著作物の著作権者の利益を不当に害しないものであることになっている。これらの具体的な範囲を示した運用指針について、教育関係者や有識者、権利者等で構成している『著作物の教育利用に関する関係者プラットフォーム』で検討しており、2020 年度版の運用指針をまとめたが、現在、2021 年度からの運用指針を検討している。
- ⑥ 2020 年度版の運用指針では、『学校その他の教育機関』で該当しない例としては、営利目的の会社、個人経営の教育機関、企業や団体の研修施設、カルチャーセンターなどとしている。『教育を担当する者』とは、教諭、教授、講師などで、教員免許の有無は問わない。該当しない例として現在記載していないが、教育委員会、組織段階の学校の生徒などに向けた教材等を作成する場合は該当しないとしている。『授業を受ける者』児童、生徒、学生、科目等履修生、生涯教育の受講者も含まれている。『授業』とは、講義、実習、演習等、初中等教育の学校行事、部活動なども含まれている。該当しない例としては、教職員会議、保護者会、学校説明会、高等教育・大学等でのサークル活動となっている。『教育の必要と認められる限度』とは、クラス単位や授業単位までの数の複製や送信、授業参観や研究授業の参加者への配布までを該当するとしている。『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』について、不当に害しない可能性が高いものとしては、短歌や俳句、写真、絵画などの全部の複製・送信、個別の新聞記事の全部の複製が可能になる。逆に不当に害する可能性が高い例としては、通常購入が前提のドリルや問題集などを購入の代替となるような態様で複製・送信する場合があげられている。なお、著作権者を不当に害することになる場合に関しては、今後各著作物の要件によっては例外等もあるので、『著作物の教育利用に関する関係者プラットフォーム』がまとめた運用指針を参照いただきたい。
- ⑦ 補償金の収受・分配については、確定していない部分が多いので概要としての説明になる。補償金の額は、文化庁長官による認可事項となっており、現在申請中である。補償金の収受は、文化庁長官が唯一指定する SARTRAS が行う。補償金の支払いは、教育機関の設置者としている。例えば地方自治体（教育委員会）、大学法

人が該当する。補償金の分配は、当然原則として権利者への分配を目的としている。但し、国内外の全ての著作物を対象としているので、完全に権利者に分配できない可能性もあるので、これらの問題に対応するため著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資するという共通目的事業が法律で定められている。今年度は補償金が0円ではあるけれども、この共通目的事業は補償金の2割と決められている。

- ⑧ 9月30日時点での認可申請の内容として、著作物の種類、公衆送信の回数に関わらず支払う包括方式が基本になっている。小学校、中学校、高校、大学の在校生1人当たりの年額に毎年5月1日時点の在学者を基にして算出した人数を乗じた金額になる。支払義務は設置者となっており、大学では学生1人当たり720円に消費税相当額を加算し、在校生の人数を乗じた金額を支払うことになる。他方、在校生以外の方を対象にした公開講座等に関しては、公開講座1授業の単位は30人に設定し、その授業数の規模に応じた補償金を支払うことにしている。1講義ごとの定員数をすべて加算し、それを30で割って授業数を算出し、授業数が1から10は3,000円、11から20までは6,000円、それ以降は順次3,000円ずつ加算されていくことになっている。現時点では申請時点より、若干内容変更になるかもしれない。
- ⑨ 包括方式によらない個別方式は、1著作物の単価は10円としている。授業目的公衆送信等を行う都度10円×履修者数を支払うことになっており、事前にSARTRASへの届け出が必要になっている。著作物の区分ごとに10円となっている。例えばCD等の音源を使われた場合は、著作物と実演とレコードの3つの権利があるので、3×10で30円となる。これ以外に減額措置として、例えば特別支援学級、過疎地域にあるような教育機関、通信教育、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生に関しては、補償金額を50%減額するというような措置をとっている。なお、この制度は、実施から3年経過した後に実施状況を勘案して、必要な場合は見直しを行うことになっている。
- ⑩ 補償金額決定の流れは、8月に意見徴収を行い、8月6日から9月にかけて意見を反映し、9月30日に文化庁に認可申請を行い、現在文化庁の文化審議会等々で検討が行われている。検討期間は3カ月になっているので、早ければ年内にも認可が下りてくる状況になっている。
- ⑪ 補償金の分配は、基本的には教育機関設置者から補償金を収受し、SARTRASからの管理手数料を控除して、そこから共通目的事業の2割を控除した残りを権利者に分配することになっている。各分野に分配業務受託団体が設定され、それを通じて権利者に分配する。まだ、分配業務受託団体は、現状はどういった団体に参加いただくか、未定となっている。分配を適正に行うために調査が必要となるが、教育機関からサンプル方式で利用報告を受け、それに基づき著作権管理事業者等々にも補償金分配を委託し、受託団体から個別の権利者に補償金を分配する予定になっている。権利者の方に正確な分配を行うためには、より精緻な実態調査が必要になってくるが、教育現場の方への負担が大きくなるという現状があるので、できる限り負担を少なくしてなるべく適切な正確な形の分配ができるような方法を今検討中している。現在、規模を非常に絞った試行調査を実施しており、この結果を分析して来年度以降の簡便かつ効果的な調査方法を検討していく予定になっている。
- ⑫ 来年度以降の補償金支払いの具体的な手続きの流れは、来年の4月前後にシステムが立ち上がるので申込みいただく。この段階では、教育機関設置者などの担当者等々の情報等を入れていただくことを予定している。5月1日に在校生等の人数を確定し、その段階で実際の補償金の額が固まってくるので、順を追って手続きしていただく。2021年度分の分配は2022年9月に分配業務受託団体に納めさせていただく予定になっている。分配をきちんと行うために教育機関設置者に利用報告を行うことにしているが、来年度以降にSARTRASからこの制度の利用報告の依頼を教育機関設置者に行わせていただき、そこから利用報告を分析することになっている。
- ⑬ 利用者の利便性をより高めるため、補償金制度を補完するライセンスの制度を同時にスタートさせることを検討している。教育機関や教育機関設置者での著作物の複製や公衆送信に限定した「内部利用」として、教員間、同一の教育機関設置者内の教育機関内での教材利用、授業終了後の在学中の教材の継続利用、保護者会等での利用、教職員会議など校内会議での利用、高等教育でのFD、SDを含む教職員研修での利用のライセンスについて考えている。また、補償金制度の権利制限との境界で切れ目なく著作物の利用を行える環境を整えるようなライセンスについても検討している。